

第4回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年7月10日(木) 午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事

協議第3号 合併協定項目について

5. 次回の協議事項について(提案説明)
 - (1) 協議第4号 合併の方式について(協定項目1)
 - (2) 協議第5号 合併の期日について(協定項目2)
6. その他(次回開催日程の連絡など)
7. 閉 会

<配布資料>

- ・ 第4回会議資料

会 議 出 席 者

有村 久行 委員	宮田 揮彦 委員
福島 英行 委員	上村 哲也 委員
吉村 久則 委員	榎木 ヒサエ 委員
津田和 操 委員	松山 典男 委員
西村 新一郎 委員	石田 與一 委員
笹峯 護 委員	徳永 麗子 委員
東麻生原 勉 委員	砂田 光則 委員
池田 靖 委員	岩崎 薩男 委員
川畑 繁 委員	松永 讓 委員
徳田 和昭 委員	狩集 玲子 委員
常盤 信一 委員	原田 統之介 委員
黒木 更生 委員	児玉 實光 委員
迫田 良信 委員	八木 幸夫 委員
浦野 義仁 委員	林 麗子 委員
川島 暁 委員	
川畑 征治 委員	
西 勇一 委員	
諏訪 順子 委員	
延時 力蔵 委員	
今吉 耕夫 委員	
今島 光 委員	
秋峯 イクヨ 委員	
道祖瀬戸 謙二 委員	
森山 博文 委員	
東鶴 芳一 委員	
原 京子 委員	
山口 茂喜 委員	
大庭 勝 委員	
倉田 一利 委員	
湯前 則子 委員	
新村 俊 委員	

会 議 欠 席 者

木原 数成 委員
小原 健彦 委員
川東 清昭 委員
木場 幸一 委員
松枝 洋一郎 委員
小久保 明和 委員
永田 龍二 委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第4回始良中央地区合併協議会を始めさせていただきます。なお、本日は公務出張などのため、木原委員、小原委員、川東委員、松枝委員、小久保委員、永田委員から本日の会議の欠席の届けをいただいております。まず初めに当協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は第4回目の始良中央地区合併協議会を開催いたしましたところ、皆様方大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。なお、前回、前々回につきましては、各市町村の行政視察をしていただいたところでございますし、なお、前回につきましては、行政視察後、委員の皆様方と懇談会を挟んでの意見交換をさせていただいたところでございます。おかげさまでこれからの協議を進めるにあたりましてそれぞれいろいろな立場でお勉強をいただいたのではないかと考えております。この間、各市町村におきましては資料の準備あるいは説明等多大なご尽力をいただきまして誠にありがとうございました。本日はまた机の上にはその時牧園町がPRいたしました関平の温泉水も乗せてあるようでございますが、これも研修の成果の一つではないかと考えております。さて、皆さん、この当協議会におきまして大変大事な協定項目の一つでございます新しいまちづくりの計画につきましては、既にアンケート、住民の皆様方のアンケート調査を実施いたしましたところでございますが、その基となるアンケート調査も実施いたしましたところでございますが、7千名のアンケート調査に対しまして、**84.2%**という大変高い回収率になっていたようでございます。大変大きな関心が寄せられているというその裏付けの一つではないのかなという感じがいたしているところでございます。なお、また、6月の末には、7月1日にフォーラム委員会が開催されたわけでございますが、それに先立ちまして、各市町村に設置されておりますまちづくり委員会、延べでいきますと**200人**を超える委員会になります。**200人**委員会と言っても過言ではないようなそういう委員会が各市町村で設置されているわけでございますが、その委員の皆様方とこのフォーラムの委員を皆さん方が交じられたいろいろな活発の意見交換がされたということも聞いているところでございまして、やはり多くの方々に参加したまちづくりの第一歩が踏み出されているのではないかとこのように考えているところでございます。併せまして第2回目のフォーラムが開催されました。その中では五つのテーマに従いましてそれぞれ大きな意見交換がなされたようでございまして、お手元にその時のまちづくりフォーラムニュースという形でそれが取りまとめてあるようでございます。併せまし

て7月の4日、7日にかけて各市町村の首長に対するヒアリングが実施をされたところでございます。それぞれの首長さんが今後のまちづくりに寄せる考えておられることあるいは自分なりにこういう構想をとということのヒアリングも行われているところでございます。今後こういったことをベースにしながら、新しいまちづくりの基本的な骨格、骨子というものが取りまとめられていくということで順調なスタートを計画づくりについてもいたしているところではないかというふうに考えております。また、一方、事務事業の一元化の問題につきましても、明日、11日になりますが、専門部会長、副部会長会を開催いたしまして今後の取りまとめの方法、方式、内容等につきましても意見の交換がなされるという予定になっているところでございまして、この事務事業の一元化につきましてもいよいよスタートが切られるという形になるところでございます。ご案内のように、各広域市町村の合併の問題につきましても新たないろいろな動きもございましてございませうけれども、これまで12の地区で法定協議会が設置されておりましたけれども、最近さらに大隅中央、南隅、それから喜界、与論の三つの地域におきましても法定協議会を設置をし、スタートするというところで、現在15の地区で協議会が動き出しているところでございます。当始良地区におきましても今後協定項目についての一つ一つの協議を重ねながら、皆様方の多くの意見をお聞きし、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。この後今日は先般事前提案という形でお話を申し上げました合併の協定項目についてのご議論をいただきますが、その後にまた事前提案ということで次回に協議をいただく議題を今回提案をいたす予定でございませう。一つは合併の方式の問題、それからもう一つは合併の期日についてでございます。これらにつきましても事前に幹事会で議論、協議されたものが、この会の中に提案されているということになっておるところでございますが、現在幹事会におきましても、今後の新市の名称でありますとか、あるいは新市の事務所の位置でありますとか、議員あるいは農業委員定数等、こういったものについてやはり小委員会を置いた形で議論してもいいのではなかろうかというようなことが幹事会の中でも議論されているようでございますが、それらにつきましても、その内容、意見が取りまとまった次第でまた皆様方に事前提案という形で提案をして、その次の会でまた議論をしていただくという方式をこれまでどおりとってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思っております。それでは、今日は合併協定項目につきましても皆様方の十分なお意見を承りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

それでは、これからの議事につきましては、協議会規約に基づきまして会長が議長として議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、しばらくの間会議の議長を務めさせていただきたいと存じます。委員の皆様にはどうか活発なご意見、そしてご協力をよろしくお願いを申し上げたいと思います。初めに会次第3、資料を見ていただきますと、会次第の3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等について事務局の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告につきましてご説明申し上げます。資料の2ページにその行事や事務局の動き等について整理をしております。ただいまおおむね会長の方からその動き等についてあいさつの中で話がありましたので、多少ダブる所があるかと思っておりますので、割愛をさせていただく分があるかと思っておりますが、よろしくお願いたします。6月の26日には第3回協議会といたしまして行政視察を4市町を実施いたしました。それから、7月の1日でございますけれども、まちづくりフォーラム第2回会議、ここに本日も資料として別配布をいたしております。「新市のまちづくりの施策を考えよう」ということをテーマに話し合いが行われておまして、各分野それぞれ五つのグループに分かれまして熱心な協議がなされました。その概要につきましてはこのフォーラムニュースの方に整理しておりますので、後もってまたお目通し願いたいと思っておりますが、いわゆる新しい、新市のまちづくり計画につながっていくようないろいろな貴重な意見の交換会が行われております。それから、住民アンケートにつきましては話があったとおりですが、7千を配布いたしまして、回収率は84.2%でございますけれども、回収の数といたしましては 5,895がこの84.2%になります。当初私もこのアンケート調査を実施するにあたりましては大体6割から7割程度の回収率を目標にいたしておりました。結果として84.2という高い回収率になりましたので、十分このアンケートの有効性というのは確保されていくものというふうに考えております。それから、事務事業の一元化洗い出し作業の各市町入力説明ということで7月の1日から2日にかけて構成1市6町を私ども調整班の方で回りながら説明をいたし、そしてその作業に着手をしているところでございます。いわゆる今後事務事業一元化の調整のための各市町からそれぞれ電算入力された物が一つのペーパーにまとまりまして本格的な調整作業が始まってまいるというところになってまいります。7月の3日でございますけれども、第4回の幹事会でございます。第4回の幹事会ではいわゆる基本4項目に関する今後の協議につきまして幹事会で事前の協議を始まってきております。今後またこの基本4項目を中心にして当面幹事会の作業が続くものと思っております。それから、7月の4日、7日につきましては、会長の方からありましたとおりの首長のヒアリングということでそれぞれ実施をいたしました。それから、7月の10日が本日第4回の協議会でございます。それから、今回から、網掛けとい

いますか、少し色が変わっているかと思えますけれども、今後の予定につきましても一応掲載していくという形に色分けをして整理いたしましたので、お目通しを願いたいと思いますが、明日11日にはいわゆる事務事業一元化調整のための専門部会の部会長、副部会長の合同会議を開催いたしました。それから、7月の16日、まちづくりフォーラムの第3回会議でございます。第3回会議におきましては「新市のまちづくりの施策の提言やテーマを考えよう」ということでのテーマに開催をいたす予定にいたしております。それから、7月の17日は第5回の幹事会、そして7月の22日、第3回のプロジェクト・ワーキング合同会議でございますが、これはいわゆる事務方の方の新市のまちづくり計画を担当する組織でございます。いわゆるまちづくりフォーラムと並行するような形で作業が進んでまいります。それから、7月の24日、第5回の協議会を予定をいたしております。以上が諸般の報告でございます。説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、これにつきまして何かご質問ございませんでしょうか。議事録の関係がございますので、ボタンを押して立って名前を言って発言してください。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（川島 暁）

今報告のところですね、冒頭会長の報告でもあったんですけども、このアンケートの回収の件についてですね非常に関心の高さということを示されて、84.2%の回答を得たということで非常にこう当局として評価されていらっしゃるわけなんですけども、今までのアンケート調査回収にあたってですね、例えば、今までは回答方式でこう送付とか、そういう形で取られて、今回は担当を決められて個々に回収にあたったと、そういう新たな方式を導入されたことによってその成果が私は得られたと思うんですけども、この結果を受けてですね、そこでいろんなその回収にあたってその個々にいろんな問題点とか、提起、そうした改善点とか、そういう私は個々に少々あったんじゃないかと思うんですけども、当局としてどのようにそこらあたりを把握されているか。その点お伺いしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

私どもといたしましては、最初にこのアンケートを実施をする段階でいわゆる無作為の抽出による、そして年代別、性別、地域別等を考慮しながらこの調査にあたりますということの一応方針をお示しをして実施をさせていただきました。結果といたしましてその、選出方法につきましては、各市町の電算に入力している住民の情報を活用しながらその選定にあたったわけですが、いろいろとまた各市町からその実施の途中にあたりまして一部そのような情報をいただきました。私どもの配慮の足りなかった部分があったのかなというふうに反省

をいたしております。と申しますのは、いわゆる一般的な手法で実施をしております。したがって、一部障害のあられる方に対する配慮が足りない部分があったのではないかとというようなご指摘もその中で構成市町の方から届いたものもございます。今後また私どもがいろいろ作業を進めていく中で今後は配慮してまいりたいというふうに考えております。そのようなところで今このアンケートについては掌握をしているところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、対象者の選定の中で一部回答いただけないような方を対象とした部分があったのではないかとという事務局の説明でございましたが、よろしゅうございますでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（川島 暁）

あと1点、よろしいですか。いろんなその事にあたってはですねいろんなこの問題点、障害も横たわっていると思いますけれども、やはり当局としてですね、こういう高い回収率、住民の関心の高さというのをですよ存分に把握していただいて前に一応進んでいただきたい。これは私の要望です。それから、あと一つですね、まちづくりフォーラムとか、今日の冒頭こう配布資料を配布いたしまして、各市町ともですねまちづくり委員会、それからこのフォーラム、非常に闊達な意見がこう出ることも、出ていることもこう評価しております。これは従来のですね官から官、現在の官から民へのですねそうした姿勢を私は表す意味で新市におけるまちづくりの姿勢というのを私は顕著に物語っていると思いますけれども、今後さらにですねこの姿勢をこの新市策定にあたってさらにこう進めていただくということで、この各当該市町のまちづくり委員会、それからフォーラムのですね今後の役割、位置付けというのをですねいま一度お示しをいただきたいというふうに思っております。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

新市のまちづくりの計画につきましては、最初の段階で若干ご説明申し上げ、それから資料も一部添付してございました。大きく流れとして申し上げましたのは、この新市のまちづくり計画を進める手法といたしまして、先ほど、今、委員の方からご質問がありましたまずアンケートの調査の実施、これにつきましては構成市町各1千ずつという形でまず住民の方々の大まかな傾向をまず把握したいということが一つございました。それから、今ありましたように、このまちづくりフォーラムを設置をしまして、これは構成市町5人ずつの35名の方でございますが、できるだけそういうような住民の方々の意見を直接的に反映させるあるいは意見を伺うという形をとりながらこの新市の計画づくりに提言をいただくという手法、それからもう一つは事務方の組織でございますまちづくりプロジェクト会議、それからワーキング会議を活用しながらこの計画づくりをまとめていくというそういう三つの手法、大きく手法を取り入れながら実施をすることといたしております。特にまずまちづくりフォーラ

ムにつきましては、今後、この提言がまとまりますと、いろいろとまた住民の方々にその情報をフォーラムの方々から直接お伝えをするいわゆるまちづくりフォーラムの開催であるとか、それから意見の交換会であるとか、そのようなものを予定をいたしておりまして、さらに、また、この運営につきましては、私ども事務局がタッチをするというよりも、フォーラム委員の方自らがそれぞれの取り組みをしていただくと、いわゆるフォーラムの実施とか、説明会の実施とか、そういうことを自ら実施をしていただくというようなことで自主性を尊重しながら今後そのような形で取り組みをしてまいるというふうなことを予定をいたしております。そういう意味でできるだけ住民の方々を大事にするような手法になるのではないかとこのように考えているところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほか意見がないようであれば、この諸般の報告につきましてはこれで終わらせていただきたいと思っております。続きまして会議、会次第4、議事に入りたいと思っております。協議第3号、合併協定項目についてを議題といたします。協議事項につきましては、当協議会会議運営規程の第6条の規程に基づきまして「原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案をし、説明を行うものとする。」というふうになっておりまして、したがって、本件につきましては、前回の会議で事前の提案をし、説明を行っておりますが、事務局から何か補足説明がございましたら説明をしていただきまして、その後質疑をお受けをしたいというふうに存じておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、資料につきましては前回の第3回の資料の3ページから説明させていただきたいと思っております。合併協定項目につきましてはの提案説明は、ただいま議長の方から話があったのですが、6月26日の第3回の協議会で事前説明をいたしました。よって、今日は概要だけを再度簡単に説明させていただきたいと思っております。1市6町で合併するとした場合、現在各市町が行っているすべての事務事業について調整が必要になります。その一元化の調整方針につきましては、第1回目の5月22日の協議会で承認され、現在1市6町において各事務事業の現況調査、洗い出し作業を行っている最中でございます。これらの事務事業の中で特に住民生活に直接影響のあるものや、そして、また、政策的に重要なものの項目を集約し、協議会で協議を行い、その結果を最終的に合併協定書として取りまとめる項目が合併協定項目でございます。それでは、4ページになりますけれども、お聞きください。始良中央地区合併協議会の合併協定項目はこの51項目とするという提案でございます。ただし、必要に応じ

て協議会に諮り、追加できるものといいたします。この合併協定項目は三つの区分からなっております。まず、基本的協定項目で5項目、これらは自治体の存立に関わる基本的な事項で、特に合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置は基本4項目と言われるものでございます。次に、合併特例法による協定項目で6項目、これらは合併特例法の中で特例措置がうたい込んであるものでございます。そしてその他必要な協定項目で40項目ということで合計の51項目となっております。また、この項目は総務省が発行しておりますマニュアル及び先行しております複数の協議会等を参考にして作成いたしました。この提案の意味は協定項目としてこの51の項目でよろしいかという提案でございます。個別の内容の審議ではございません。そしてこれらの協定項目につきましては、今後分科会、専門部会、そして幹事会でそれぞれ調整して、協議会で一つずつ協議していただくこととなりますが、この一つ一つについて合意内容を文書で書き入れていく作業になります。そしてこの合併項目の合意内容は来年に計画されております住民説明会の資料にもなり、最終的には、先ほど申しましたけれども、合併協定書として取りまとめるものでございます。資料の5ページからですが、協定項目の協議内容ということで9ページまで書いております。51の区分は変わっておりません。協議内容の欄ですが、一つ一つの項目の説明、そして今後どのような協議をする必要があるのかということを書いております。協議結果ではございません。また素案でもございません。この協定項目の協議内容につきましては先般簡単に説明させていただきましたので、今回は割愛させていただきます。それでは、協議の方をよろしくお願いいたします。以上で合併協定項目につきましての事務局説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

基本的な協定項目5項目、合併特例法による協定項目6項目、その他必要な協定項目を全部合わせまして51の項目につきまして全体の協定項目としてこれでいいのかどうかということの今日は協議でございます。そのことにつきましてご意見・ご質疑があれば承りたいと存じます。

○始良中央地区合併協議会委員（川畠 暁）

お示された合併項目等をこう見てみますとですね、基本協定項目のこれは別といたしまして、私の仄聞いたしますところですね、大体この合併特例法による協定項目、これはこの6番から以降ですねおよそ三つの形に分類できるんじゃないかと、私はこのように思うんですけれども、一つが合併にこう持ち込んでからのもの、そして、また、合併直前のもの、それから従来のものを継続していくもの、このように大体分けられますし、また、中には、項目によっては二つこれに該当するようなものがあるように見受けられるんですけれども、ここで一つですね提案があるんですけれども、そういう協議のこの進め方によってこの委員の皆

さん方に、例えば、この項目はこれによってやると、こういう、そういうお示ししておった方が私はいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょう。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、質問の趣旨は、恐らくこの合併協定項目についてどういう時にどういう協議を進めていくということをお示しした方がいいのではないかと内容だと思いますが、そのことについては何か。

○始良中央地区合併協議会委員（川島 暁）

新市の時、新市が出来上がった時にそれに、これで持ち込むものですね、それから合併前にその協議するものとか、いろいろ三つの分類に私は分けられると思うんですよ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今その部分については事務局の説明してください。

○始良中央地区合併協議会委員（川島 暁）

それから、この項目はこの方式でやるとか、そういうことをですよお示しした方がいいんじゃないかということなんですけど。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それは事務局の専門部会での議論を踏まえてということで説明してください。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

今ここに51の項目についていわゆる分野分けをして提案をしているわけでございます。これから、それぞれこの組織の中でございますいわゆる分科会、それから部会、これらを活用いたしまして、今先ほど私申し上げましたけれども、いわゆる事務事業一元化調整のためのいわゆる基礎的な部分の今洗い出し作業をしております。それから今後調整すべきことをすべて1市6町寄せまして、今後そういう方針を出していくという作業をこれから進めるわけでございます。今分け方につきまして委員の方から一つのお考えがございました。確かにそういうような視点で整理をしていくものもあろうかと思えます。私どもといたしましてはこの協議会にいわゆる協議事項としてその内容を上げていく。作業としては、今言いました分科会、それから専門部会それぞれ整理をいたしまして、そして幹事会で最終的に整理をした上で、この協議会にそれぞれの分野の調整を示していくと、そして決定を願うという作業になるわけでございます。そういうことで今後、この調整項目がこういう51項目でよろしいということになりますと、それぞれの時期に、そして、また、そういう内容について事前にお示しをしながらこの作業を進めていくという形になろうかと思っております。今お尋ねの件につきまして、もう少し具体的な話が出てくればもう少し説明しやすいのかもしれませんが、作業の進め方といたしましてはそういう整理をしながら進めていくという形になる

うかと思えます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今ご説明がございましたが、考え方といたしましては、いわゆる各種事務事業を含めまして、これをどの時期にどういう形で実施をするかということも含めまして、各市町村の職員で設置いたしております専門部会、分科会で、それぞれの各市町村で取り扱う事務の事業の内容がそれぞれ異なっておりますので、これのすり合わせをまずする作業から入ります。例えば、デイサービスだとか取り扱いが違います。それをどういうふうな形ですするのか。合併同時にスタートするのか。遅らせてスタートするのか。全部一緒にするのかと、そういったことまで含めた洗い出しの基礎的な作業を専門部会、分科会がすることになります。12の専門部会と53の分科会が置かれているわけです。今そのことの説明があつて、それをその上の幹事会、助役及び企画・財政課長、それに専門部会長で構成する幹事会におきましてさらに一定の整理をして、その素案につきましてこの協議会で議論していただくということでございますので、最初からこれは合併後数年経ってからやろう。最初これを合併の時からやろう。これは吸収してやろうとかいうような形の部分につきましてはですね、まず洗い出し作業の中で各市町村の事務事業の整合性をとる作業が終わった後、今のような作業になるということが事務局長の説明であつたらうと、ちょっと補足をさせていただきましたけれども、そういう形で進めるということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会委員（川島 暁）

はい、分かりました。

○始良中央地区合併協議会委員（林 麗子）

林でございます。ただいま委員のおっしゃったことは真つ当なことであると同感するわけですが、各ほかの全国レベルのこういう法定作業の資料を見ても大体こういう分け方でしていらっしゃるようでございます。それでこういうシステムのたたき台としてそれぞれの幹事会、分科会で出されたものを、また私どもが、その委員がその意見を申し上げて、そしてよりベターなものをつくっていくというのが今提案された51項目であろうと思えます。それでちょっと私思ひますのは、7ページの介護保険事業の取り扱いとか、消防団の取り扱いとか、いろいろな結果を出す部門のテーマもありますし、また、その(1)の同じページの男女共同参画事業というような、一つの結論を出すんじゃなくて、そういう方向に持っていこうと、じゃあどのようなよりよきものがあるかという具体的な結果を出すものと、また、心の問題のソフトな問題を考えるのところが、51項目の中にはそのような取り扱いがございまして、先ほど委員がおっしゃったと思ひますが、しかし、やはりこのような膨大な法定協議会の大きなマクロ的なこういうことを協議するのであれば、やはり示された51項目

のシステムに従って進められる方がよりいいと私は思いますので、原案に賛成したいと思います。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。そのほか……。

○始良中央地区合併協議会委員（川島 暁）

よろしいですか。もちろん私も賛成を前提とするわけでありまして、委員の皆さん方で、ある項目、その合併の時点でこれをすぐ発効とか、そういった時点で発効され、そういう認識を、私うがった見方をすればそういう方がいらっしゃるだろうと。だから、その前にこの案件は大体こういう形でこれは協議していくんだとか、そういうですね私は提案というのが必要じゃないかと私は申し上げているわけですから、その点を含めおきいただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

私が川島委員の説明に対しまして非常にちょっと舌足らずな点がございましたと思いますが、この今お尋ねの件についての三つのそういう整理の仕方の考え方でございますけれども、第1回の協議会の際にお示しをいたしましたいわゆる事務事業の一元化調整方針という中に今後の事務事業の調整方針の基本的分類ということでその資料をお示ししております。そういうことでいわゆる現行どおりやるもの、それから一元化していくもの、これは統合するもの、それから再編するもの、それから廃止するものといろいろと今後この事務事業の洗い出し作業を進めて、そして調整方針としてまとめていく中で、このような方向性をきちんと整理をした上で、それぞれの段階を経て最終的に協議会の方へ提案してまいるというそのような作業を進めていくというそういう意味で申し上げましたつもりなんです、少しそこら辺の説明が不足しておったと思いますけれども、一応補足して説明に代えさせていただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかに……。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

溝辺の延時でございます。去る6月の13日の日に土地改良区、加治木地区の20の土地改良区の理事長が集まって協議がございました。その中で「始良流域のほとんどが市町合併協議会の方へ移っていく。だけれども、土地改良区の組織運営、そういったものについては議論の対象にはなっていないんじゃないだろうか。であれば、この土地改良区の、いわゆる合併協議会の項目のどこかで土地改良区の合併というものもお願いをしていく必要があるんじゃないだろうか。」ということで意見一致をみたわけでございます。始良中部地区におきましては八

つの土地改良区が存在しているようでございます。それぞれの土地改良区が性格も異なり、経営あるいは運営等についても異なっていくわけでございますけれども、市町合併の議論の中にもやはり土地改良区の合併ということをば議論していただきたい。これは4月の、今年の4月16日、鹿児島県土地改良事業団体連合会会長の須賀龍郎、知事でございますけれども、21世紀土地改良区育成強化対策委員会委員長の後藤雄一郎さん、二人の両名名義で県下の各市町村長へ陳情書を提出しているという話もあったわけでございますが、事務レベルの方でこの項目の中で土地改良区の統合等について議論をするという腹組みがあられるかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

土地改良区の統合等についての話ですけれども、土地改良区につきましては受益があつて、そしてそれをくくる受益者同士の改良区だと、グループだと思ひます。私たちもちょっと勉強不足な点もあるんですけれども、合併協議につきまして土地改良区の統廃合を協議することとをちょっと勉強をしておりますので、もし関連があるとすればですね公共的団体の取り扱いの中に入るのかなあとというふうには考えますけれども、あと少し時間をいただいて勉強をさせていただきたいと思ひます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。この17の公共的団体のこの協議の中の一コマとして検討したいということで勉強をさせていただきたいということでございますので、ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

霧島の浦野でございます。合併協定項目についてですね、私ども霧島の特別委員会はちょうど1年前に調査研究課題で大体似たようなパターンの基本的な考えを示したわけなんですけど、今回示されたのは51項目、我々は44項目、霧島町だけ考えてきたもんですからね、これは基本になって、専門部会もあるし、小委員会をつくられてですよ、きちっとこの項目順にですね、項目別に調査研究していけばですねおのずと集約される場所はされて、恐らくこれ1項目1項目が何十にもなる項目があると思ひます。だから、一刻も早くですね小委員会なり、きちっちしたのを立ち上げられてですよ、そして課題としてこの協議会にですね一々諮っていくのがベターだと思うんですけどね、だから、私としては、これは絶対基本的な方法論であつてですね、これが全部がすべてじゃないわけですから、これはこれで進められて、小委員会の立ち上げ、それを私は急いでいただきたいと。そしてその上でこの項目が何十にも、何百にもなるはずですから、その研究課題として我々も勉強していかなきゃならないと思ひますよ。だから、私の意見としては、この基本的な方法論の全く基礎的な問題であつ

てですね、何ら問題はないと思います。だから、少しでも早く小委員会を、くどいようであります、一刻も早く立ち上げられてですよ、ほんでマスタープランの作成というものに移っていただきたい。これは私の希望でございまして、そのようによろしくお願ひしたいんですが。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、ただいまのご質問・ご意見として承ります。ほかにございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

今、ただいまの浦野委員のご発言についてですけれども、一応小委員会という表現が出てまいったかと思うんですけれども、私どもの方の組織の今在り方といたしましては、規約に小委員会の設置規程が第12条に規定してございます。これにつきましてはいわゆる協議会本体の中でそういう専門的に調査、審議をする機関として置くようになっております。一方、この事務事業の一元化調整、いわゆるこの協定項目に係るいわゆる事務的な分野については、先ほど申し上げましたとおり、分科会の組織、それから部会の組織、これを経まして幹事会の協議を終え、そして、先ほど申し上げましたとおり、この本協議会に提案するというそういうシステムをとっておりますので、今のご発言の中の小委員会というのは、恐らく分科会、部会に相当する機関だろうと思っておりますので、そのように理解してよろしいのかどうかちょっとご確認をいただければ助かると思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

よく分かります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかになければですね、この協定項目についてはこの51項目を提案のとおり承認するということでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのように取り扱いをさせていただきたいと思っております。次に、以上で議事については終わりますが、次に、先ほど来申し上げておりますが、次回の協議事項について事前の提案ということで2件ほど説明をさせていただきたいと思っております。一つは、まず、協議第4号、合併の方式を議題といたします。事務局の提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

資料の3ページになります。それでは、合併の方式につきまして説明を申し上げます。合併の方式について次のとおり協議を求めます。国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼

人町及び福山町を廃止、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とするという提案でございます。この合併の方式につきましては、これまでの合併準備協議会の経緯等も踏まえまして、1市6町の住民が同じスタートラインに立って新しい時代に向けて新しいまちづくりを行う新設合併を提案したところでございます。皆さんご存じのように、合併の方式には対等合併と言われる新設合併と吸収合併と言われる編入合併の二つの方式があります。4ページをちょっと見ていただきたいと思います。ここに資料といたしまして簡単に新設合併と編入合併の形態について比較表を付けております。新設合併を中心に説明をさせていただきますが、合併関係市町村がすべて廃止されることとなりますので、名称につきましては新たな名称を定めることとなります。事務所の位置につきましても新たに定めることとなります。それから首長、議会議員、農業委員会委員、特別職につきましては、合併の前日で失職するということになるわけでございます。ただし、議会議員、農業委員会委員等につきましては、記載のような定数特例とか、在任特例とか言われる特例措置が設けてございます。その他新設合併は合併関係市町村がすべて廃止されて新たな市をつくるということでそれぞれの取り扱いが編入合併とは異なっております。また、編入合併の場合をちょっと説明させていただきますが、編入する市町村は残るわけですから、名称につきましてもそのまま編入する市町村の名称になりますし、事務所につきましても編入する市町村の事務所がそのまま事務所となります。議会議員あるいは特別職等の身分につきましても、編入する方はそのまま在任して、編入される方は原則職を失う。そういった違いがございます。5ページの方ですけれども、ここに県外の先進地事例及び県内の各合併協議会における合併の方式を記載しております。最近の事例では県内も含め全国的に新設合併が多くなってきております。合併の方式につきましてはこの1市6町では新設合併ということでの提案でございますので、次回の審議をよろしくお願いいたします。それと、ちなみに、これを出す前にあたりまして7月3日の幹事会の方で合併の方式につきまして協議をしていただきました。それでその時の意見ですけれども、これまで準備協議会で新設合併により協議をしてきた経緯もあるということで新設合併によるという協議会への提案もしようということで承認されておりますので、ご報告を申し上げます。以上で合併の方式につきましての提案説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方から説明がございましたが、議論につきましては次回のこの協議会でしていただくということで、本日は事前の提案でございますが、この提案に関しまして何かご意見・ご質問があれば、どうぞ、押して。

○始良中央地区合併協議会副会長（津田和 操）

隼人の津田和です。この合併の方式につきましては、一番最初この合併問題が浮上した時

に、準備委員会の中で合併の方法はどのような形をとるかということで我々首長で一番最初の問題は出ております。全員一致で新設合併、対等合併ということを前提にスタートをしておりますので、恐らく他の、ほかの首長さんもそういう見解で臨んでおります。以上で終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほか特に質問がないようございますので、協議第4号の合併の方式については終わらせていただきます。次に、2の、(2)の協議第5号、合併の期日についてを議題といたします。事務局の提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

資料の6ページになります。それでは、合併の期日について説明を申し上げます。合併期日の方針案につきましては6ページの四角囲みに書いております。平成17年（西暦2205年）2月を目標とし、当協議会の協議の進捗や合併に向けた体制整備の状況及び国の制度、手続きの改正の状況などを見ながら日にちも含めて別途定めるものとする。また、始良中央地区合併準備協議会でも全体スケジュールの中で平成17年2月を確認しているということでの提案でございます。今の読み上げました文中の語句の解釈で、「当協議会の協議の進捗」というふうに書いておりますけれども、これは合併協定項目に関する協議条項、状況、先ほど51項目を決めていただきましたけれども、それを終わらすということで、その協議の状況ということです。また、合併に向けた体制整備の状況というのは、後から説明しますけれども、協定項目の合意がなった後、そして議会の議決があった後、合併をする準備に入りますけれども、その合併の準備作業です。そして国の制度、手続きの改正とは、平成15年4月30日、今年の4月30日ですけれども、地方制度調査会の総会で中間報告として発表になった考えで、関係市町村の議会の議決を経て平成17年3月31日までに県知事まで合併の答申を終えたものについては、合併特例法の財政支援措置を引き続き適用するという考え方が初めて出されました。これはまだ法整備になっておりませんが、この件の法の改正とか、そして市町村の手続きの簡素化、迅速化ということは今後にらみたいということでのこういう言葉を使っております。合併の期日につきましては、総務省の合併のマニュアルでは協議会の設置から合併実現までの目安がおおむね22カ月ということになっております。7ページになりますけれども、ちょっとお聞きください。この期間には、7ページの1の1に記載しておりますが、合併協定書の調印が終了してから行う関係市町の議会の議決やその後県知事への合併申請、そして市が関係する合併についてはあらかじめ総務大臣に協議することが必要ですので、

県から国への協議、それを経て県議会における議決、そして県知事の決定、それから総務大臣への届け出、そして告示というこれらの手続きに要する期間6カ月も22カ月の中に入っております。これらの手続きの概要につきましては8ページ、次のページに記載しておりますので、後もってまたお目通しをお願いしたいと思います。また、現時点においては合併特例法の支援措置を受ける形での合併をするためには平成17年3月31日までに合併をする必要があるなどの時間的制約や、それから3番目のところに書いておりますけれども、留意事項に記載しておりますが、住民の合意形成に要する時間あるいは住民生活への影響、公的な行事、協議の進捗状況、そして9ページに資料を出しておりますけれども、首長、議員の任期、そして事務引き継ぎの利便性等の留意事項、そして合併準備協議会の経緯、先ほど隼人町長からもありましたけれども、これらを総合的に勘案しまして合併の期日は17年の2月を目標とするという提案でございます。ちょっと飛びますけれども、10ページをお開きください。ただいま提案をいたしました合併期日までの流れを平成15年4月協議会設置から簡単に記載しております。新市のまちづくり計画の策定につきましては、住民アンケート調査結果、先ほど回収率等も高いのが出ましたけれども、その結果、まちづくりフォーラム委員による提言等を考慮し、計画策定を進め、今年の11月下旬ぐらいには計画案の概要版による各市町への説明を実施して、修正を加えながら、来年の3月には策定を終える計画であります。また、合併協定項目の協議ですが、これは今後各分科会、専門部会、そして幹事会で協議、調整していただき、合併協議会で基本4項目を先行して協議をお願いしながら、その他の協議項目につきましても順次協議していただきますが、協議期間としては16年の5月までを計画しております。そして16年7月までには協定項目として取りまとめていただきたいと考えております。その後住民説明会を経て、16年8月に合併協定書の調印、そして各市町の9月定例議会に合併関係の議案を提出し、その後のスケジュールにつきましては、先ほど説明いたしました手続き、6カ月と言いましたけれども、ここでは5カ月をかけるということで計画しております。そして平成17年2月を合併の目標とする計画でございます。この間約23カ月ということになります。なお、今後日にちを含めた合併の期日の決定につきましては、合併協議の進捗及び合併に向けた体制整備、国の制度の改正、また、期日の設定で生じるメリット、デメリットを勘案しながら、また、あるいは、電算システムの統一を行う必要がございますので、電算の稼働、仮稼働、そして、また、職員の配置替えとか、移転等の準備作業を考え、合併期日が休日の翌日となるよう検討するなどして再度協議をお願いすることといたしております。なお、日付のとり方によっては月が一月前後する可能性も含めてご了解をいただければというふうにも考えております。資料の11ページです。お開けください。11ページには県内の他の合併協議会における合併期日等を記載しております。12の協議会のうち6協議会

で合併の期日が決定され、16年10月から17年の1月の間で決定しておるようでございます。この資料は今年の7月1日現在です。それと、また、12ページの資料ですけれども、ここには先進地事例における法的手続きの状況とか、手続きに要した日数の資料を記載しておりますが、最近合併した静岡市、宗像市、これは共に県への合併申請から告示までの期間として、下の方の表ですけれども、下の方の表の4段目ですね、合併申請から官報告示までのところを見ていただければ分かるんですけれども、合併申請から告示までの期間として5カ月ぐらいを要しておるようでございます。詳細につきましては後ほどお目通しをお願いいたします。以上、合併の期日につきましては17年2月を目標とし、今後いろいろな状況を勘案しながら再度協議をいただくという提案でございます。それとこの件につきましても7月の3日、第4回の幹事会で協議をしていただきました。それで合併の期日につきましては、幹事の方から、12ページを見ていただければ分かるんですけれども、12ページの上の方の表、篠山市、潮来市、そして静岡市、宗像市、この四つがですね4月1日で合併をしておりますけれども、4月1日の合併の期日を設定しているということで、これであれば、旧市町の決算が3月31日で終わるので、非常にやりやすいんじゃないかというような意見があつて、検討しましたかというような意見がございました。これにつきましては、事務局といたしましては、決算の観点からいくと区切りのしやすい時期ではありますけれども、現制度の中では合併特例債などの国の財政措置の支援が受けられるのが、先ほども言いましたけれども、平成17年3月31日までに合併した所でないの特例債が受けられないというような現状もありますので、4月1日は検討はしておりませんということでの話はしました。次回この合併の期日につきましては審議をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。これをもちまして合併の期日につきましての提案説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、この合併の期日につきまして今日何かご意見・ご質疑があれば承りたいと思ひますが、特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、この協議につきましては事前の提案ということで説明をさせていただきます、次回協議をするということでございますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。続きまして会次第6のその他でございますが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。事務局の方は何か。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

合併協定項目の協議順について説明をしたい分がありますので、ただいまから資料を配布させていただきます、それから説明をさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひし

ます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、事務局の方から資料をとということでございますので、それでは、事務局の方から説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、協議第3号で合併協定項目51項目につきまして承認をいただきましたので、この協定項目につきましてどのような順に、いつ頃審議をしていただくかというのを一覧表にまとめましたので、説明させていただきます。作成いたしました目的といたしましては、協議会を計画的になおかつ分かりやすく運営をするために予定といたしまして作成をいたしております。主なものにつきまして説明をさせていただきますが、協議順の左の方から1番目からずっと51番目まであります。先ほど合併の方式、合併の期日、これにつきましては提案月ということで、本日第4回でございますけれども、提案をいたしております。協議月につきましては7月、協議会として第5回目になります。こういった形で協議をしてもらうというようなことでございます。3番目の新市の名称、それから4番目の新市の事務所の位置、5番目の議会議員の定数及び任期の取り扱い、これ等につきましては7月の第5回目の協議会への事前提案、その後8月から1月にかけて協議をしていただくというようなことで作成をいたしております。この3件につきましては小委員会を想定いたしております。11番目のところに新市のまちづくり計画というのがあります。9月の段階で骨子案につきまして提案をし、協議していただきます。その後修正等をかけまして、最終的には2月の段階で協議をもらうと、そういった形での分になっております。右の方にずっといきまして43番でございますけれども、43番の社会教育事業、これで第21回になります。15年度は計画からいきますとここまでというようなことで、その後引き続いて16年度に入りますけれども、22回目から24回目までという形で一応想定をいたしております。左の下の方に書いておりますけれども、協議順につきましてはあくまでも予定であります。変更する可能性があるというようなことで作成をいたしましたので、今後の参考にしていただければというふうに考えます。よろしくをお願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方から説明がございましたが、これからの全体の大きな主な流れについての説明だということをご理解いただきまして、先ほど申し上げましたように、事前提案をこの中でする場合には、会議で事前提案をし、ご理解をいただき、そしてその次の会議で内容を協議していくという方法には変わりはありません。ということで参考だということをご理解をいただければというふうに思います。何かございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（川島 暁）

川島です。今の説明ですすね小委員会設定は5番目だけ言われたんですが、ほかにこう小委員会を設定するこうあれば、項目はないんですか。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

今、小委員会につきましては現在幹事会の方で検討しております、その中で、冒頭の会長のあいさつにもございましたように、新市の名称でありますとか、新市の事務所の位置などにつきまして小委員会制を設けてある程度お決めいただくというのが非常に有効ではないかというような幹事の方々の今ご意見が出ておまして、近々幹事会の方で決定があった段階ですすね、協議会の方でまたご審議をお願いするというふうになっておりますけれども、今のところですすね幹事会の方で差し当たって小委員会について議論があるのは、今この中でありますような名称、事務所の位置、議会議員の定数関係については、基本4項目でありましたり、あるいは議員さん方の身分に関する問題ということもございまして非常に重たい問題であるということですので、やはり小委員会等を設けたらどうかということで、今当初のところではこの三つを考えているところでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにないようでございますので、これで本日の、事務局もう、大変失礼いたしました。事務局の方からもう一つ連絡。

○始良中央地区合併協議会事務局（木野田 隆）

すいません。計画の発効からですすね少し、冒頭会長の方からフォーラム等についての詳しい説明もあったんですが、現在までの状況等を踏まえて補足の説明をさせていただきたいと思えます。まず、本協議会のまちづくりの計画策定の手法についてですけど、第1回目の協議会で承認いただきましたが、この手法につきましては三つの手法があると思えます。まず一つは行政だけでつくっていく手法、それから行政とコンサルの共同作業という手法ですすね、それと今現在私たちが行っております行政プラスコンサルプラス住民参画の、住民を加えた三位一体になりました共同作業での手法があると思えますが、今よく新聞等でもありますように、この新しい計画づくりの中で住民参画がどういう位置付けをされているのかということ踏まえまして、当協議会におきましては3番目に申しました住民、行政、企業ですすね、コンサル入りました三つの方からの計画づくりをしているというふうを考えております。それから、続きましてあと住民意見の位置付けでございますが、先ほど隼人の委員の方からも出しましたが、一応このまちづくり計画をですすねつくっていきます上で、住民の方々に今フォーラムとして参加していただいております提言がありますが、これが最終的にはまちづくり計画の骨子案という部分のすすね幹の部分になるというふうを考えております。これが今、

行政側の方では、先ほども説明があったと思うんですが、ワーキング、プロジェクトという会議を行っておりますが、こちらの方が、住民の方々のその意見を受けまして、それに枝葉を付けていくというような作業をしていくグループでございますが、そういったもので、最終的にはこの住民の方々のご意見を基本方針とか、それから主要プロジェクトの方向に骨子案としまして反映させていくというような位置付けになっていくと思います。それから、三つ目としまして、本協議会の計画策定のまず特徴は、先ほど申しましたように、住民参画を取り入れたということでございますが、今各地の協議会の中で同じようなフォーラム等を取り入れてやられておる所は多いんでございますが、冒頭会長のあいさつにもありましたように、本協議会の場合は各市町にですねまちづくり委員会というものを設置をさせていただいております。大体各市町平均30名程度でございますが、全体でいきますと二百数名になっております。ですから、その二百数名の中から5人ずつ、計35人でございますが、の方が出てきていただきましていろいろと討議・討論をさせていただいているというのが、全部の各市町のですね中にまちづくり委員会をつくって、その中で議論をしながら、この会場に来ていただきまして議論をしているというのは、県内の協議会の中での、フォーラムの中でも少ないんじゃないかというふうに思っております。それでそのフォーラムの具体的な次に進め方でございますが、今言いましたように、まず第1回目のフォーラムが6月10日にあったわけですが、その前にですね5月の末から6月の初めにおきまして各市町でまずまちづくり委員会としての会議をやられた所がありまして、それを受けてその第1回のまちづくりフォーラムに臨まれたまちもございました。そしてその時には新市のまちづくりへの期待と不安についてのいろいろと議論をいただきまして、前回配布いたしましたまちづくりニュースに書いてあるようなことを議論いただきました。そしてそれを受けてですね次に6月の26日から30日ぐらいの間に各市町でまたそれぞれまちづくり委員会というものを開いていただきまして、その時に出了ましたまちづくりへの期待と不安についてのいろいろと各まちごとにまた勉強会なり、討論会をさせていただいております。そしてそれを受けて、先ほどお配りしております新聞にあります7月1日の第2回のまちづくりフォーラムということで、ここでは新市のまちづくりに対するその主要施策ということで、1回目にやりましたまちづくりへの期待に対する部分につきましては、その期待をじゃあ実現するにはどういう具体的な施策をしたらいいかと。それから不安については、その不安を取り除くにはどのような事業を展開すればいいかというようなことを話し合っていたいただいております。そして今回この第2回目のフォーラムが終わりました、また各まちでですね、来週のまた16日に第3回のフォーラムがあるんですが、聞くところによりますと、7月の9日、昨日ぐらいから15日までにまた各市町でまちづくりの委員会を開いて勉強をして、そして第3回に臨まれるというふうに聞いて

ております。こういった形で当協議会におきますフォーラムにおきましては、この場で行う分につきましては計4回を予定しておりますが、その前に各市町ごとにいろいろとフォーラムのまちづくり委員会という形で勉強会やら討論会をしてきていただくわけですから、それぞれでトータルで考えますとフォーラム委員の方は計8回ぐらいはそういった意見交換等をされながら一つの提言として意見をまとめていただくというような作業になっていくかと思えます。そして最終的には7月の28日、今月末にですね提言のまとめとして第4回目のフォーラムを開くわけですが、それを受けまして最終的にはまちづくりフォーラム提言集というような住民の方々の意見の、フォーラム委員の意見をまとめましたものを提言集としまして作成いたします。そして8月末ぐらいに幹事会、協議会にその提言集としてまとめられた冊子が報告されて提出されるというようなことになっていきます。そして最後にフォーラムのですね現在の進捗状況でございますが、1回目におきましては、先ほど申しましたまちづくりへの期待と不安ということでそれぞれの意見が出ましたが、2回目におきましては、先ほど配った新聞の中に書いてありますように、例えば、この社会基盤でありますと、この鹿児島県でも空港があるのはこの始良中央地区が一つでございます、やはりそういう空港、それからインター、それと港ですね、こういった所へのアクセスをするような道路網の整備とか、それから情報通信網の整備、こういったものを中心に今後は社会基盤としてはやっただうかというようなことなんかが出ております。あとは生活環境、それから教育文化、それぞれそこに書いてあるようなですねいろんな主要な施策が出ておりますので、このようなものをまとめていながら、最終的には提言集というものをつくってまた皆様にお示しするというような役目でございますので、どうぞ各市町のまちづくり委員の方と、フォーラム委員の方ですね、それと協議会の委員の方、また各まちごとに少し接点を持っていただきましていろいろとまたそういった方向についても意見交換をしていただければさらにいい計画ができるんじゃないかと思えますので、ひとつよろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

第2回目のまちづくりフォーラムの関係に関連いたしましてその状況がただいま説明されたとおりでございます。どうかよろしくお願いを申し上げたいと思えます。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回、次回の協議会の開催日程をご連絡させていただきます。第5回協議会は7月24日木曜日午後1時半から国分シビックセンター多目的ホールで開催させていただきますので、よろしくお願いたします。以上で終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

「なし」と言う声あり]

ないようでございますので、本日の議長の役目を終わらせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第4回始良中央地区合併協議会会議を終了させていただきます。姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

「散 会 午後 2時50分」